

# 建設業者の合併等に係る総合点数の算定方法及び入札参加機会の確保に関する取扱要領

## 第1 目的

この要領は、県内建設業者が企業の経営基盤強化等のために合併等を行った場合における、入札参加資格審査の総合点数の算定方法の特例及び入札参加機会の確保措置（以下「特例措置」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 定義

この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 合併等 合併及び建設業の営業の全部の譲渡
- ② 合併会社 合併等により新たに設立又は存続することとなった会社若しくは建設業の営業の全部の譲渡を受けた会社
- ③ 合併前会社 合併等を行った会社
- ④ 合併等の事実発生日 合併等契約において合併期日を定めた場合はその日、それ以外の場合は合併等の登記の日

## 第3 特例措置の対象会社

特例措置の対象となる者は、主たる営業所（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第7条第1号に該当する者を置く営業所をいう。以下同じ。）を山形県内に置く法人同士が行った合併等による合併会社で、合併前会社の少なくとも2社が山形県財務規則第125条第5項の規定による競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されており、合併会社の主たる営業所が山形県内にある者とする。

## 第4 総合点数の算定に関する特例

### （1）特例申請時の総合点数

合併会社に係る入札参加資格審査における総合点数は、合併会社に対しての建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23の規定に基づく経営事項審査によって算定された総合評定値（以下「合併後の総合評定値」という。）に次に掲げる数値を加えた数値とする。

- ① 合併後の総合評定値の15%に相当する数値（その数値に小数部分があるときは、これを切り捨てた数値。以下同じ。）。
- ② 各合併前会社に対して建設工事入札参加資格審査基準（平成7年5月1日管第1425号土木部長通知。以下「審査基準」という。）に基づいて付与されていた総合点数のうち、審査基準3（2）により算定された合計数値を合算した数値（ただし、重複することとなる項目は合算しない。）。

### （2）特例適用後の総合点数

- ① 特例適用後の最初の競争入札参加資格審査申請の受付（西暦における偶数年の11月のものに限る。以下同じ。）における総合点数は、審査基準3により算定された数値に審査基準3（1）の数値の15%に相当する数値を加えた数値とする。ただし、特例適用が競争入札参加資格審査申請の受付の最初の日以降となった場合は、審査基準3（1）中「法第27条の29第1項の規定に基づく総合評定値（当該総合評定値の算出の基となる経営事項審査を、競争入札参加

資格申請書が提出された日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降に受けたもので、直近のもの」とあるのは「合併会社に対しての法第27条の23の規定に基づく経営事項審査によって算定された総合評定値」と読み替えるものとする。

- ② ①の適用後の最初の競争入札参加資格審査申請の受付における総合点数は、審査基準3により算定された数値に審査基準3（1）の数値の10%に相当する数値を加えた数値とする。

## 第5 入札参加機会確保に関する特例

合併会社については、第4により算定された総合点数に基づき、新たに格付を行うこととし、合併前会社及び合併会社の格付等の状況に応じ次の措置を行うものとする。

### （1）入札参加可能工事区分に関する特例

合併会社については、「建設工事の請負に係る競争入札の参加者の要件」（平成6年4月県告示第340号。以下「要件」という。）2項の適用の範囲内において次の措置を行うものとする。したがって、一般競争入札の入札公告において格付を参加資格とした場合であって、合併会社から入札参加資格確認申請があった場合は、要件2項を適用して入札参加資格の確認を行うものとする。

- ① 異なる等級に格付された者同士による合併等において、合併会社が、合併前会社が格付されていた等級のうち最上位の等級以上の等級に格付された場合は、当該格付された等級が参加可能な工事区分の他、直近下位の工事区分にも参加することができることとする。
- ② 同一等級に格付された者同士による合併等において、合併会社が、合併前会社が格付されていた等級よりも上位の等級に格付された場合は、当該格付された等級が参加可能な工事区分の他、直近下位の工事区分にも参加することができることとする。

### （2）地域要件に関する特例

合併会社に係る合併前会社の主たる営業所が、異なる地域（各総合支庁本庁舎管内単位又は総合支庁の地域振興局管内単位）に所在していた場合において、次の全ての要件を満たすときは、合併会社の本社（主たる営業所）とならなかった合併前会社の本社（合併会社の営業所）についても、一般競争入札及び指名競争入札における地域要件の取扱いについては、合併会社の本社と同様に取り扱うものとする。

- ① 合併等の事実発生日の前日において、全ての合併前会社が共通の業種の入札参加資格を有していたこと。
- ② 合併等の事実発生日の前日において、全ての合併前会社が法第3条による許可を取得して建設業に関する営業を10年以上継続して行っていたこと。
- ③ 合併会社の営業所に、法第7条2号の技術者（①の業種に対応する資格を有する者に限る。）を専任で置いていること。

### （3）適用期間

（1）及び（2）の適用期間は、特例適用の日から5年間とする。

なお、（1）の特例が適用されている合併会社が、特例適用期間中に、入札参加資格者名簿の登載において特例適用時の格付と異なる格付となった場合は、特例適用期間内においては、当該等級で参加可能な工事区分の他、直近下位の工事区分にも参加することができることとする。

## 第6 申請及び特例措置適用結果の通知

合併会社は、特例措置の適用を希望する場合は、別紙様式1「合併に伴う競争入札参加資格審査特例措置申請書」により申し出るものとする。この申出を合併等の事実発生日から4か月以内に行わない場合はその適用は行わないものとする。

申請があった場合は、特例措置適用の有無及び特例措置の内容を別紙様式2「特例措置適用通知書」により申請者に通知するものとする。

## 第7 その他

この要領に定めのない事項については、県土整備部長が別に定めるものとする。

### 附 則

- 1 この要領は、平成16年7月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前3か月以内に合併等をおこなった合併会社については、第6の「合併等の事実発生日から3か月以内」を「本要領施行後1か月以内」に読み替えるものとする。
- 3 第5 入札参加機会確保に関する特例については、令和5年3月31日までに特例申請があった合併会社に適用する。
- 4 「合併により新たに設立された会社等に係る建設工事入札参加資格審査の総合点数の算定方法に関する特例審査基準」(平成10年8月11日制定)は廃止する。ただし、既に当該基準により特例措置されている者については、当該基準に基づき特例措置を継続する。

### 附 則

- 1 この要領の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日までに、この要領の第5が適用されている合併会社にあつては、(3)の適用期間を当初の特例適用の日から5年間とする。

### 附 則

- 1 この要領の一部改正は、平成19年7月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前3か月以内に合併等をおこなった合併会社については、第6の「合併等の事実発生日から3か月以内」を「本要領施行後1か月以内」に読み替えるものとする。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この要領の一部改正は、平成20年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前3か月以内に合併等をおこなった合併会社については、第6の「合併等の事実発生日から3か月以内」を「本要領施行後3か月以内」に読み替えるものとする。
- 3 この要領の施行日において、既に改正前の別紙様式2「特例措置適用通知書」の交付を受けている者については、改正後の第5(2)の適用について再審査をし、特例措置の内容に変更があった場合は、その者に対し変更内容を通知するものとする。

### 附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前4か月以内に合併等をおこなった合併会社については、第6の「合併等の事実発生日から4か月以内」を「本要領施行後4か月以内」に読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要領の一部改正は、平成23年2月23日から施行する。

附 則

- 1 この要領の一部改正は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領の一部改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

合併等に伴う競争入札参加資格審査特例措置申請書

山形県知事 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
電話番号

⑩

法人の合併等に伴い、入札参加資格審査の総合点数の算定方法の特例措置（及び入札参加機会の確保措置）の適用を申請します。

なお、この申請書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 合併等の種類(○を付す) ( 新設合併 ・ 吸収合併 ・ 事業譲渡 )

2 合併等の事実発生日 年 月 日

3 存続(新設)会社名  
建設業許可番号 許可(般・特一 ) 号

4 消滅会社名  
建設業許可番号 許可(般・特一 ) 号

5 添付書類

- (1) 商業登記簿謄本
- (2) 建設業許可申請書類(写)
- (3) 総合評定値通知書(写)
- (4) 事業譲渡の場合は、入札参加資格喪失会社が営業を廃止したことを証する書面
- (5) その他必要な書類

(申請者) 殿

山形県知事

合併等に伴う競争入札参加資格審査特例措置の適用について（通知）

年 月 日付けで申請のあった標記のことについては、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 総合点数特例措置 (有・無)

(15%) 年 月 日～ 年 月 日  
 (15%) 年 月 日～ 年 月 日  
 (10%) 年 月 日～ 年 月 日

2 適用後の総合点数及び格付

名簿登録番号：

	土	建	電	管	舗		大	左	と	石	屋	夕	鋼	筋	し	板	ガ	塗	
許可						許可													
点数						点数													
格付						防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
1技						許可													
2技						点数													

3 格付の特例 (有・無)

「〇〇工事」については、上記格付の者が参加可能な工事のほか、直近下位等級の格付の者が参加可能な工事に係る一般競争入札へも参加できる。

4 地域の特例 (有・無)

「〇〇工事」については、地域要件が付されている入札において、〇〇地域のほか、〇〇地域に主たる営業所が所在するとみなす。

5 適用期間 3及び4の適用は、年 月 日までとする。